

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 6 日

指定障害者支援施設 管理者 各位

奈良県健康福祉部障害福祉課
自立支援係

施設入所支援における重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定要件について

平素は本県障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月報酬改定により制度改正のあった標記の加算について、改めて算定要件をお知らせするとともに、厚生労働省に確認した事項についても周知いたします。

1. 重度障害者支援加算（Ⅱ）の基本的な考え方

＜体制加算＞ 7 単位／日

- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整えている旨届出を行った場合に算定できる。
 - （※）ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定できない。
 - （※）平成 27 年 3 月 31 日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、経過措置として、平成 30 年 3 月 31 日までの間は研修受講計画の作成で足りる。

＜個人加算＞ 180 単位／日

- ・指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置するとともに、基礎研修修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定できる。
 - （※）当該基礎研修修了者 1 人につき利用者 5 人まで算定できる。
 - （※）研修を修了した専門的な支援を評価する加算であるため、個別の支援の実態が無い日については加算の算定ができない。
 - （※）平成 27 年 3 月 31 日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、経過措置として、平成 30 年 3 月 31 日までの間は研修受講計画の作成で足りる。なお、経過措置を適用している場合は、研修受講予定者を特定する必要はないため、4 時間以上従事している職員が必要数配置され、個別の支援を行っていただければよい。

2. 加算を算定する場合の人員配置について

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配が必要になりますので、別添資料を参考に、適切な人員配置を行ってください。

3. 支援計画シートの様式について

支援計画シートの書式については国から統一した様式が示されておきませんので、県障害福祉課ホームページに掲載している「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年障障発 0331 第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参考に、各事業所の状況に応じたものを策定してください。

<通知記載箇所>

奈良県トップページ県の組織 - 障害福祉課 - 事業者の方へ - 事業者指定に係る申請様式（障害福祉サービス事業者等） - 加算関係 - ○ 支援計画シートについて

以上

【照会先】

奈良県健康福祉部障害福祉課 自立支援係
担当：濱口、吉田
TEL：0742-27-8513 FAX：0742-22-1814

1. 基礎研修修了者配置の基本的な考え方について〔国通知より〕

＜H27. 3. 31 国事務連絡 障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A 問 18 抜粋＞

個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、指定基準及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて1日4時間程度配置する必要があり、その時間については指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含むことはできない。また、必ずしも夜勤職員を配置する必要はなく、夕方や朝方等に支援を行うことで足りる。



施設入所支援の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設ごとに設定する）に基礎研修修了者を配置のうえ、支援を行う必要がある。

＜H27. 4. 30 国事務連絡 障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A 問 35 抜粋＞

強度行動障害の者5人につき基礎研修修了者1人を配置することとしているが、この場合に必要となる基礎研修修了者の人数の算出にあたっては、追加で配置された従業者に限らず、人員基準及び人員配置体制加算により求められる人員を合わせた数により算出する。例えば、強度行動障害の利用者が15人の場合、3人の基礎研修修了者が必要となるが、必ずしもこの3人すべてを追加で配置する必要はなく、1人を追加で配置することで要件を満たす。

また、基礎研修修了者については、1日4時間程度従事することを求めているところであるが、追加で配置された1人の従業者を除き、人員基準及び人員配置体制加算により求められる常勤換算の時間を含めて4時間以上従事していればよいこととして差し支えない。



本加算を算定するためには、人員基準及び人員配置体制加算により求められる人数に加えて、施設入所支援の時間帯に**従事者1名以上を4時間分以上追加配置**することが必要。

2. 県から厚生労働省に確認した事項

- ① 「指定障害者支援施設基準に規定する人員及び生活介護の人員配置体制加算により配置される人員」の中には、施設入所支援における加配人員（例：夜勤職員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算による加配人員）も含まれる。
- ② 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定対象職員として配置された夜勤職員（基礎研修修了者）が、同時に夜勤職員配置体制加算の算定対象職員となることは可能。夜勤配置職員としての人員に加えて、1人4時間以上の職員を配置していれば算定可能である。
- ③ 個別の支援の評価として配置すべき基礎研修修了者については、継続した支援を行うため1人4時間程度の配置が必要となる。例えば、早番勤務、遅番勤務（早番勤務とは別の従業者）がそれぞれ2時間ずつ同じ対象利用者に支援した場合は、合計4時間以上の支援を行っていることにはなるものの、加算の要件は満たさない。

- ④ 2日間にわたって勤務する職員（例：16時から翌朝8時までの連続した16時間勤務の夜勤職員）については、この夜間の時間帯を「1日」として捉えることから、1日目及び2日目にそれぞれ対象となる利用者に対して4時間ずつ支援を行っていても、1回の夜間勤務につき日付変更前と日付変更後を分割してそれぞれ180単位ずつ算定することはできない。

3. 配置事例

【前提条件】

- ① 前年度の平均利用者数が41人以上60人以下
- ② 夜勤職員配置体制加算算定 → 必要な夜勤職員3名
- ③ 昼間サービスと施設入所支援を合わせた常勤換算数への加配については、基本の人員配置又は人員配置体制加算の要件となる人員配置の常勤換算数に加えて4時間程度の加配はされている。

(1) 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定が可能な配置の例

夜勤職員A	施設入所支援の人員基準上の配置	基礎研修修了者
夜勤職員B	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
夜勤職員C	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
早番or遅番D 【加配職員】	夜間以外の施設入所の時間帯に4時間以上配置	基礎研修修了者

⇒ 基本の人員配置及び夜勤職員配置体制加算の人員基準を満たしたうえで、さらに施設入所支援の時間帯に基礎研修修了者が4時間以上加配されているため、基本の人員配置（夜勤職員配置体制加算対象者を含む）の基礎研修修了者も合わせて20人分まで算定が可能。

夜勤職員A	施設入所支援の人員基準上の配置	基礎研修修了者
夜勤職員B	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者でない
夜勤職員C	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
早番or遅番D 【加配職員】	夜間以外の施設入所の時間帯に4時間以上配置	基礎研修修了者

⇒ 基本の人員配置及び夜勤職員配置体制加算の人員基準を満たしたうえで、さらに施設入所支援の時間帯に基礎研修修了者が4時間以上加配されているため、基本の人員配置（夜勤職員配置体制加算対象者を含む）の基礎研修修了者も合わせて15人分まで算定が可能。

夜勤職員 A	施設入所支援の人員基準上の配置	基礎研修修了者
夜勤職員 B	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
夜勤職員 C	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
夜勤職員 D 【加配職員】	夜間の時間帯に 4 時間以上配置	基礎研修修了者

⇒ 基本の人員配置及び夜勤職員配置体制加算の人員基準を満たしたうえで、さらに夜間の時間帯（＝施設入所支援の時間帯）に基礎研修修了者が 4 時間以上加配されているため、基本の人員配置（夜勤職員配置体制加算対象者を含む）の基礎研修修了者も合わせて 20 人分まで算定が可能。

(2) 重度障害者支援加算（Ⅱ）の算定が不可能な配置の例

夜勤職員 A	施設入所支援の人員基準上の配置	基礎研修修了者でない
夜勤職員 B	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者でない
夜勤職員 C	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者でない
早番 or 遅番 D	夜間以外の施設入所の時間帯に 4 時間以上配置	基礎研修修了者でない
生活支援員 E 【加配職員】	生活介護の時間帯に 4 時間以上配置	基礎研修修了者

⇒ 施設入所支援の時間帯に基礎研修修了者を加配していないため、算定不可。

夜勤職員 A	施設入所支援の人員基準上の配置	基礎研修修了者
夜勤職員 B	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
夜勤職員 C	夜勤職員配置体制加算に対応した配置	基礎研修修了者
早番 or 遅番 D 【加配職員】	夜間以外の施設入所の時間帯に 4 時間以上配置	基礎研修修了者でない

⇒ 夜勤職員配置体制加算の夜勤職員に加えて基礎研修修了者を 4 時間以上配置していないため、加算の算定自体が不可。（夜勤職員 A～C は基準上必要な人員であるため、これに加えて基礎研修修了者を配置する必要がある）